

勤ヲ防止スル事ノ方針ニテ之ノ具体策ハ各支部ニ一任ト決定

①轉勤人事問題ノ件

前記報告ノ人事問題ハ此ノ際部トシテノ交渉ハ打切り
斗争ニ邁進スヘク日常問題ハ保留ト決定

○勸諭 古谷

運轉補助手ヲ組合加入ノ件及車庫選定ノ理事ニ部トシ
テ發言権決議権ヲ與ヘラレタシ、ト提案

議長

之ヲ諮ルニ異議ナク承認 可決

○勸諭 井上

サーウイスガール対策ノ件

各支部ヨリ本局諮トヤリ塔ルサーウイスガールニ對シ
同一方針ヲ採ラシムヘク婦人部トシテ対策中ナルガ、

各支部モストノ場合同一行動ヲ取ラシムヘク努力サレ
タシト 提案
議長

之ヲ諮ルニサホノ場合ノ方針ハ婦人部一任 ストノ場合

ハ各支部ニ一任ト決定

①部會開催ニ關スル件

協議ノ結果必要ニ應ジ開催スルコトトシ日時其ノ他正
副部長ニ一任ト決定

五首魁部市會議長訪問ノ件

十二月十一日午前十一時四十分中島、河野、牧野ノ三名ハ
別記要請書ヲ森市會議長ヲ訪問之ヲ平交シ本部ニ引アゲ
タリ 尚今日關西側ヨリ來電話アリテ關西ノ回答ハ十五
日頃ノ見邊シナルヲ以テ東交トシテ再漢願書提出日時ハ
來ル十六七日頃ノ意向ヲ有シ塔リ。